

異議申立人

総代 殿

総代 殿

総代 殿

原子力規制委員会

執行停止申立てに対する決定について（通知）（案）

異議申立人（以下「申立人」という。）らから平成 27 年 7 月 24 日付けをもって執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）のあった、平成 27 年 5 月 27 日付けで原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可（以下「本件保安規定変更認可」という。）については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

記

理由

第 1 申立人らについて

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、申立人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随的処分であるため、申立人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する申立人らの異議申立適格が認められる必要があるところ、申立人らの中には、九

州電力株式会社川内原子力発電所(以下「本件発電所」という。)から相当離れた地に住所を有する者もあり、異議申立ての適格を有するか否か定かではない者もいる。

しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという異議申立制度の趣旨を重視し、当該一部申立人らについて異議申立ての適格を欠くものとして本件申立てを却下することはせず、この点についての判断は留保した上で、本件執行停止申立てに対する判断を行った。

第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの)第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められるためには、申立人らは、本件保安規定変更認可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件保安規定変更認可を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件保安規定変更認可の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第34条第4項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件保安規定変更認可に係る保安規定は原子炉等規制法第43条の3の24第2項に適合するものであると認められること、第3に述べるところにより本案について理由がないことから明らかなとおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

以上によれば、行政不服審査法第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことに関する申立人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことは認められない。

第3 本案について理由がないとみえることについて

1. 申立人らの主張

申立人らの主張は多岐にわたるが、本件保安規定変更認可の対象とはならないものを除けば、おおむね以下のとおりである。

地震による波及的影響の防止について手順書に記載させていない。

地震発生時の原子炉停止等の措置について手順書に記載させていない。

電力会社に火山対策を一任している。

異常時の運転操作基準が全電源喪失に伴うパラメータ監視の喪失を想定していない。

2. 本件保安規定変更認可の違法又は不当について

申立人らは、本件保安規定変更認可について違法又は不当な点を主張するので、以下個別に検討する。

本件保安規定変更認可は、地震による波及的影響の防止について手順書に記載させておらず、違法又は不当である旨の主張について

申立人らは、1 のとおり、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響、耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響、建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響及び建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響について、安全上重大な欠陥を見逃すことになるから、このようなリスクが予見される箇所については未然に破損防止措置を執ることを手順書に明記させるべきであるにもかかわらず、これを明記させていないので、違法又は不法である旨主張するようである。

しかしながら、申立人らが主張する耐震重要施設等に対する下位クラスの施設の波及的影響の防止に係る事項については、既に申請者により設置変更許可に係る申請及び工事計画認可に係る申請において評価され、当委員会が設置変更許可及び工事計画認可の中で確認している事項である。また、本件保安規定変更認可に係る申請で、申請者は、本件保安規定添付2（添2-8ページ）¹において、申立人らの主張する波及的影響の防止に係る事項について、機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における耐震重要施設等に対する下位クラス施設の波及的影響を防止することを、手順書に定めることとしており、当委員会は、これらを本件保安規定変更認可の審査において確認している。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

本件保安規定変更認可は、地震発生時の原子炉停止等の措置について手順書に記載させておらず、違法又は不当である旨の主張について

申立人らは、1 のとおり、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉がスクラム²しない場合であってもその直後

¹ 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について（平成27年4月30日付け発本原第27号）参照。以下保安規定の引用箇所について同じ。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9394330/www.nsr.go.jp/data/000106150.pdf>

² 原子炉を速やかに停止すること。

に本震により大きな被害を受ける可能性が高いと考え、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断する理由の一つとして協議することを手順書に明記すべきなどと主張するようである。

しかしながら、当委員会は本件発電所の発電用原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について、設計基準対象施設が地震力に十分耐えることができるものであること、耐震重要施設がその供用期間中に基準地震動に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであることを設置変更許可に係る審査において確認している。

そして、本件保安規定変更認可に係る申請で、申請者は、本件保安規定添付2（添2-9ページ）において、最寄りの気象庁観測所において震度5弱以上の地震が観測された場合には、原子炉施設の損傷の有無等を確認することを手順書に定めることとし、また、震度によらず、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断する場合には、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議することとしており、当委員会は、これらを本件保安規定の審査において確認している。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

本件保安規定変更認可は、電力会社に火山対策を一任したものであるなどとして違法である旨の主張について

申立人らは、1 のとおり、「破局的噴火」への発展の可能性がある場合に備えた燃料体等の搬出等に係る項目の検討について電力会社に一任したことは違法であり、「破局的噴火」への発展の可能性がある場合に備えた燃料体等の搬出等の計画について認可手続を行うべきであると主張するようである。

しかしながら、当委員会は、設置変更許可に係る審査において、本件発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象によって本件発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいことを確認している。

その上で、発電所の運用期間中に設計対応が不可能な火山事象によって安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価した火山であっても、あらかじめ、原子炉の停止、燃料の搬出等の対策を想定し、可能な範囲での対処方針を定めることを求めている。そして、本件保安規定変更認可の審査において、原子炉の停止、燃料の搬出等の計画の策定に関することも含め、可能な範囲での対処方針を定めていることについても確認しているところであり、電力会社に火山対策を一任しているとの指摘は当たらず、また保安規定変更認可の審査としても十分なものといえる。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

本件保安規定変更認可は、異常時の運転操作基準が全電源喪失に伴うパラメータ監視の喪失を想定しておらず違法又は不当であるという主張について

申立人らは、1 のとおり、異常時の運転操作基準について、本件保安規定添付1に全電源喪失に伴うパラメータ監視の喪失時において何を基準にどう判断するかが決められておらず、温度、水位などのパラメータが読める前提となっており、これが喪失した場合の判断根拠の記載がないなどと主張するようである。

しかしながら、本件保安規定添付1は、原子炉がトリップ³する事象が発生した場合等の異常時に対応するための運転操作基準である。申立人らが主張するような、全電源喪失に伴いパラメータ監視が喪失した場合の対応に係る事項については、本件保安規定添付3に規定されている。本件保安規定添付3（添3-84ページ）においては、計器電源の喪失を含む計測機器等の故障等により、重大事故等の対処に必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するための対策が規定されている。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

3. 本件異議申立てに係る事由のうち本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないものについて

本件異議申立てに係る事由のうち以下のものは、本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないので、申立人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

重大事故等発生時における対策が東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえていないという主張について

ア 申立人らは、「重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員」（以下「重大事故等対策要員」という。）が合計52人であるとされている点を捉え、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえれば、同人数では重大事故等に対応できないなどと主張するようである。

しかしながら、原子炉等規制法による発電用原子炉施設の安全規制は、その設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じ

³ 原子炉の安全回路のいずれかが作動したとき、急速に制御棒が炉内に挿入されて核分裂連鎖反応が停止すること。

て規制(段階的規制)を設けているところ、保安規定変更認可の対象は、発電用原子炉施設を安全に運転、管理するために必要な措置に関する事項であるが、申立人らの主張する重大事故等対策の実施組織に係る事項は、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力審査基準」という。)1.0項(4)等において要求されており、基本設計ないし基本的設計方針の問題として設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。

なお、当委員会は、申請者が行った本件発電所に係る設置変更許可申請が設置変更許可の基準である実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)等に適合し、その基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認している。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

イ 申立人らは、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえれば、一次冷却系フィードアンドブリード運転はうまくいかないおそれが高いなどと主張するようである。

しかしながら、前記アにおいて述べたとおり、保安規定変更認可の対象は、発電用原子炉施設を安全に運転、管理するために必要な措置に関する事項であるが、申立人らの主張する重大事故等発生時における対策の有効性に係る事項は、設置許可基準規則第37条等において要求されており、基本設計ないし基本的設計方針の問題として設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。

なお、当委員会が本件発電所の基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認していることについては、前記アに記載のとおりである。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

ウ 申立人らは、重大事故等対策として、事故収束対応に必要な予備品、燃料等の確保期間は、7日間であるとされている点をとらえ、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえれば、7日間では短すぎるなどと主張するようである。

しかしながら、申立人らの主張する事故収束対応に必要な予備品、燃料等の確保期間に係る事項は、重大事故等防止技術的能力審査基準1.0項等において求められており、基本設計ないし基本的設計方針として設置変更許

可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。

なお、上記の事故収束対応に必要な予備品、燃料等の確保期間に係る要求事項は、東京電力福島第一原子力発電所事故時に免震重要棟のガスタービン発電機の燃料供給に3日程度要したことを踏まえて策定されたものであり、合理的なものである。加えて、当委員会が本件発電所の基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認していることについては、前記アに記載のとおりである。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

基準地震動が過小であるという主張について

申立人らは、現在の基準地震動は、重大な過小評価があることが多くの専門家により指摘されているのだから、直ちに基準地震動の見直しを行い、新たな知見に基づく耐震評価を指示すべきなどと主張するようである。

しかしながら、申立人らの主張する基準地震動の策定に係る事項は、設置許可基準規則第4条及びその解釈において要求されており、基本設計ないし基本的設計方針として設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。

なお、当委員会が本件発電所の基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認していることについては、前記(1)アに記載のとおりである。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

火山活動のモニタリングについて、「破局的噴火」の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として行うことが可能であるという科学的知見は存在しないという主張について

申立人らは、火山活動のモニタリングは、「破局的噴火」の可能性が十分小さいことを継続的に確認することが目的とされているが、そのような目的で火山活動のモニタリングを行うことが可能であるという知見は存在しないなどと主張するようである。

しかしながら、申立人らの主張するような火山の影響に対する設計方針に係る事項は、設置許可基準規則第6条に照らし、基本設計ないし基本的設計方針として、設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。

なお、当委員会が本件発電所の基本設計ないし基本的設計方針が妥当であることを確認していることについては、前記(1)アに記載のとおりである。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

本件処分に係る申請と別の申請に係る審査について

申立人らは、申請者から平成 25 年 12 月 18 日に申請（平成 27 年 7 月 3 日及び平成 27 年 7 月 30 日に一部補正）のあった本件発電所に係る原子炉施設保安規定の変更申請について審査中であつたにもかかわらず、本件審査を行ったことが不当であるなどと主張するようである。

しかしながら、本件処分はあくまで申請者から平成 25 年 7 月 8 日に申請（平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 10 月 8 日及び平成 27 年 4 月 30 日に一部補正）のあった本件発電所に係る原子炉施設保安規定の変更申請（以下「本件申請」という。）についての処分であり、申立人らの主張する申請は九州電力川内原子力発電所 1 号炉が運転を開始した日以後 30 年を経過することを受けて申請された本件申請と別の申請であるのだから、本件保安規定変更認可と関係がないことは明らかであり、本件審査の対象ではない。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

その他の本件異議申立ての審理の対象外の事項について

申立人らの主張は多岐にわたり、異議申立書及び口頭意見陳述の内容を精査したところ、本件発電所に係る設置変更許可や工事計画認可に係る異議申立てに対する審理を本件発電所に係る使用前検査より優先するべき、本件保安規定変更認可の申請書にマスキングが多く第三者による検証ができない、本件保安規定変更認可にあたってパブリックコメントや公聴会を実施していないと主張するなど、本件保安規定変更認可に関する事項以外の事項についても主張するようであるが、これらは本件審査の対象ではない。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である異議申立てにおける申立人らの主張との関係で、本件保安規定変更認可に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第 34 条第 4 項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

第 4 結論

前記第 2 のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手

続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、前記第3のとおり、「本案について理由がないとみえるとき」に該当することから、平成27年7月24日付けをもって執行停止申立てのあった本件保安規定変更認可については、その執行を停止しないこととした。